

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月21日
【会社名】	西日本旅客鉄道株式会社
【英訳名】	West Japan Railway Company
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 来島 達夫
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	大阪市北区芝田二丁目4番24号
【縦覧に供する場所】	西日本旅客鉄道株式会社東京本部 (東京都千代田区丸の内三丁目4番1号) 同 近畿統括本部京都支社 (京都市南区西九条北ノ内町5番地5号) 同 近畿統括本部神戸支社 (神戸市中央区東川崎町一丁目3番2号) 同 広島支社 (広島市東区二葉の里三丁目8番21号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)  (注) 東京本部は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資者 の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長来島達夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、その要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社、連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響を金額的及び質的影響の重要性を考慮して必要な範囲を決定しております。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、会社及び連結子会社34社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、合理的に決定しております。なお、連結子会社29社及び持分法適用関連会社5社については、金額的及び質的影響の重要性の観点からその影響は僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る評価範囲については、会社、連結子会社の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している2つの事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しております。重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として営業収益、受取手形及び売掛金、未収運賃、未収金、たな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや事業運営上重要な役割を果たしている事業に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。